

愛媛県男女共同参画センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛媛県では、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条の規定に基づき、愛媛県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するため、この要項に定めるところにより、指定管理者を広く募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

愛媛県男女共同参画センター

(2) 所在地

愛媛県松山市山越町450番地

(3) 面積

① 敷地面積 4,983.9 m²

② 延床面積 4,549.56 m²

(4) 設置目的

女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、被害者に関する各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。

(5) 施設概要

センターの施設等については、添付資料の「愛媛県男女共同参画センター施設等概要」を参照してください。

| 建物（鉄筋コンクリート3階建て） | |
|------------------|--|
| 1階 | 多目的ホール、ワーキングルーム、男女共同参画センター事務室、消費生活センター事務室* 消費生活センター会議室* 相談室* 等 |
| 2階 | 視聴覚室、会議室（1～3）、図書情報資料室、テスト室* 等 |
| 3階 | レクリエーション室、研修室、和室、茶室 等 |
| 塔屋 | 機械室 等 |
| 地下 | 倉庫、機械室 等 |
| その他 | 駐車場（乗用車40台）、駐輪場 等 |

*は愛媛県消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）専有部分であり、指定管理者の管理運営には含まれません。

(6) 開館年月日

昭和62年11月1日

(7) 総事業費

約13億4千万円

- (8) **センターの業務**（愛媛県男女共同参画センター管理条例（平成17年愛媛県条例第49号、以下「管理条例」という。）第2条に基づくセンターの業務）
- ① 各種の研修及び相談並びに学習の機会の提供に関する事。
 - ② 情報の収集及び提供に関する事。
 - ③ 女性の文化活動、地域活動等への援助に関する事。
 - ④ 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関する事。
 - ⑤ その他必要な業務
 - ⑥ 配偶者暴力相談支援センターとしての業務（相談、指導及び情報の提供その他の援助）
- (9) **事業実績等**
センターの運営体制、事業実績等については、添付資料の「愛媛県男女共同参画センター実績概要」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) **指定管理者が行う業務**（管理条例第3条）
- ① センターの事業の実施に関する業務（管理条例第2条に掲げる業務）
 - ② センターの利用の許可に関する業務
 - ③ センターの利用に係る料金の収受に関する業務
 - ④ センターの利用の促進に関する業務
 - ⑤ センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 - ⑥ その他知事が定める業務
- (2) **管理の基準**
- ① 開館時間、休館日及び利用の許可等
管理条例の規定のとおりとします。
 - ② 個人情報の保護
指定管理者には、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第16条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。
 - ③ 情報の公開
指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。
 - ④ 行政手続条例の適用
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）が適用されます。
 - ⑤ その他
上記のほか、指定管理者は、センターの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。
- (3) **留意事項**
- ① 業務の内容及び管理の基準の詳細は、添付資料の「愛媛県男女共同参画センター指定管理者業務仕様書」（資料1）を参照してください。
 - ② 指定管理者が行う管理運営業務の全部を一括して、第三者に委託し又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を予定しています。

ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用します。指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金（以下「利用料金」という。）、愛媛県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

(1) 利用料金

利用料金の額は、管理条例第13条の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなります。

(2) 委託料

委託料の額は、毎年度63,788千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

(3) 自主事業収入

自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。（指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。）

(4) 委託料の支払方法

委託料の支払時期については、原則として四半期ごとの前金払となります。

なお、経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(5) 積算にあたっての留意事項（消費税の増税に関して）

平成31年10月に、消費税の増税が予定されていますが、現時点では、募集開始日（平成30年8月7日）現在の消費税率に基づいて募集要項及び業務仕様書を作成しております。

申請に当たっては、募集開始日時点における積算等に基づいて、計画等を作成・提出していただくようお願いします。これら法制度や社会情勢の変化に伴う委託料の増額等の対応につきましては、その影響額も踏まえて、別途、協議・検討するものとします。

6 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切にセンタ

一の管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。（「8 参加意思表明書の提出」を参照）

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問いませんが、個人での申請はできません。

- ① 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑧ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができます。この場合において、次の事項に留意してください。

- ① コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定してください。
- ② 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。
- ③ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできません。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。
- ④ コンソーシアムの全ての構成員が（1）の申請資格を満たしている必要があります。

ます。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

平成30年8月7日（火）から9月3日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

② 配布場所

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（「16 問合せ先」参照）

③ その他

郵送を希望する場合は、一部につき380円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角型2号A4判用）を同封の上、9月3日（月）（必着）までに上記配布場所あてに請求してください。

なお、愛媛県のホームページからも入手することができます。（ホームページアドレス：<http://www.pref.ehime.jp/>）

(2) 現地説明会の開催

① 開催日時

平成30年8月21日（火）午前10時から12時まで（受付：9時30分から10時まで）

② 開催場所

愛媛県男女共同参画センター第1会議室

③ 内容

ア 募集要項及び業務仕様書の説明

イ 施設見学

④ 申込方法

ファクシミリ又は電子メールにより、8月14日（火）までに愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（「16 問合せ先」参照）あてに「現地説明会参加申込書」（様式7）を提出してください。

⑤ 留意事項

ア 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会の開催を取り止めます。（参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。）

イ 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。

（施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。）

(3) 資料の閲覧

① 閲覧期間

平成30年8月7日（火）から9月20日（木）まで（土、日曜、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- ② 閲覧場所
愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課
- ③ 閲覧資料
 - ア 建設工事竣工図等
 - イ 関係規程等
 - ウ 現行のセンター施設維持管理業務実施計画書
 - エ 平成26～29年度事業の実施状況資料
- ④ 留意事項
 - ア 閲覧する場合は、あらかじめ「16 問合せ先」へ連絡し、予約を行ってください。
 - イ 資料の持ち出しは禁止します。
なお、閲覧場所内での筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。
 - ウ 閲覧資料の中には、設計当初の内容のものもあるため、変更されている箇所があることに留意のうえ閲覧してください。

(4) 募集に関する質問

- ① 受付期間
 - 第1回：平成30年8月7日（火）から8月23日（木）まで
 - 第2回：平成30年9月4日（火）から9月11日（火）までなお、第2回の受付は、参加意思表明書（「8 参加意思表明書の提出」参照）を提出した法人等のみに限定します。
- ② 受付方法
ファクシミリ又は電子メールにより、愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（「16 問合せ先」参照）あてに「質問票」（様式8）を提出してください。
なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ③ 回答方法
 - 第1回の受付期間中に受け付けたもの：8月30日（木）までに愛媛県のホームページに掲載します。
 - 第2回の受付期間中に受け付けたもの：参加意思表明書を提出した全ての法人等（コンソーシアムの場合は、代表団体）に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。（最終回答は9月19日（水）までに行います。）

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式1）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。）

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出したものは、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

(1) 提出期間

平成30年8月7日（火）から9月3日（月）までの執務時間中とします。

なお、郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）の場合は、9月3日（月）午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（「16 問合せ先」参照）へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。）

(3) 留意事項

- ① 複数の法人等が共同で提出する場合の取扱いについては、「6 (2) 複数の法人等での共同申請」に準じます。
- ② 新たに法人等を設立する場合の取扱いについては、「6 (3) 新設法人等の扱い」に準じます。
- ③ 参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次により申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

なお、各書類の説明については、「申請書類一覧」（別紙2）を参照してください。

(1) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ③ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- ④ 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- ⑤ 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 申請者の概要を記載した書類
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 申請書類のうち該当のないものについての申立書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は複写可）とします。

(3) 提出期間

平成30年9月21日（金）から9月28日（金）までの執務時間中とします。

なお、郵送等の場合は、9月28日（金）午後5時15分までの必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により、愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（「16 問合せ先」参照）へ提出してください。

(5) 申請書類の著作権、情報公開等

- ① 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
ただし、愛媛県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ② 申請のあった法人等の名称等は、公表します。
- ③ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ④ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用し

ません。

- ⑤ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(6) 留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 申請は、1申請者につき1回のみとします。また、複数の提案をすることはできません。
- ④ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例、管理条例、愛媛県個人情報保護条例、その他センターの管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。
- ⑤ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、「辞退届」（様式9）を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が書面審査及び面接審査（提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

| 選定基準 | 審査項目 | 配点 |
|-----------------------------------|--|----|
| 1 センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること | (1) 一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。 | 必須 |
| | (2) 計画書に沿った管理運営を行う経営基盤、能力等を有すると認められるか。 | 15 |
| | (3) 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。 | 15 |
| | (4) 危機管理及び個人情報保護の体制が整備されているか。 | 10 |

| | | |
|---------------------------------------|---|----|
| 2 センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められること | (1) 実施計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。特に、業務内容に応じて必要な能力、資格、実務経験等を有する人員を配置する計画となっているか。 | 40 |
| | (2) 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取り組みが計画されているか。 | 20 |

(3) 選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当した場合は、選定対象から除外します。

なお、構成員のいずれかが要件に該当したコンソーシアムについても選定対象から除外します。

- ① 申請書類の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ② 複数の申請を行い、又は複数の事業（収支）計画書を提出した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 審査会委員に個別に接触した場合
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑦ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とするのが相応しくないと認められる場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ① 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。
なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省略する場合があります。
- ② 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合があります。審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案を愛媛県議会に上程し、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業（収支）計画及び書面審査、面接審査の際の質疑応

答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、センターの管理運営に関する協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

① 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 愛媛県が支払う委託料に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ク 指定期間に関する事項
- ケ リスクの管理・責任分担に関する事項
- コ その他

② 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に愛媛県が支払う委託料に関する事項
- ウ その他

(4) その他

- ① 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとします。

ただし、協定は、コンソーシアムの全構成員と締結します。

- ② 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に変更は行いません。

ただし、特別の事情があるときは、愛媛県と指定管理者とが協議の上、協定の変更をすることができることとします。

- ③ 協定締結後、指定管理者は、平成31年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないときに、同様に取り消すこととします。

おって、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- (1) 愛媛県議会において指定に係る議案が否決された場合
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることが相応しくないと認められる場合
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (6) この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

13 指定期間満了前の取消し

(1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

- ① 指定管理者が業務の履行に関し不正行為を行った場合
- ② 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から指定の取消しの申出があった場合
- ⑤ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当する場合（指定管理者がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき、また、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないとき。）
 - ア この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
 - イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- ⑥ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくないと認められる場合
- ⑦ その他愛媛県が必要と認める場合

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ① 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合
- ② 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被った場合
- ③ その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ① 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- ② 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ③ 災害等の発生により、愛媛県又は施設所在市町が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合
- ④ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 留意事項

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- ② 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から業務の引継ぎを行うまでの期間（平成31年3月31日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担するものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

愛媛県と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

- 資料1 愛媛県男女共同参画センター指定管理者業務仕様書
- 資料2 愛媛県男女共同参画センター施設等概要
- 資料3 愛媛県男女共同参画センター事業実績概要

16 問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館2階

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課男女参画グループ

電話 089-912-2332

ファクシミリ 089-912-2444

電子メール danjokyodo@pref.ehime.lg.jp